

第 10 次横浜市消費生活審議会
第 1 回消費者団体等協働促進事業審査評価部会

議事次第

平成 27 年 3 月 17 日(火) 午前 10 時 30 分から
松村ビル別館 501 会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 部会長の選出について
- (2) 会議録確認者の選出について
- (3) 平成 27 年度消費者団体等協働促進事業募集要項及び審査基準について
- (4) 平成 26 年度消費者団体等協働促進事業評価表について

3 報 告

- (1) 平成 26 年度消費者団体等協働促進事業実施状況について

4 閉 会

【資料一覧】

- | | |
|--------|---------------------------|
| 配布資料 1 | 本部会名簿 |
| 配布資料 2 | 平成 27 年度消費者団体等協働促進事業募集要項 |
| 配布資料 3 | 募集要項新旧対照表 |
| 配布資料 4 | 消費者団体等協働促進事業審査基準 |
| 配布資料 5 | 消費者団体等協働促進事業評価表 |
| 配布資料 6 | 平成 26 年度消費者団体等協働促進事業の実施状況 |

以上

第10次横浜市消費生活審議会
第1回消費者団体等協働促進事業審査評価部会
委員名簿

平成27年3月17日現在

No	委員氏名	所 属
1	うえだ まりこ 上田 麻理子	横浜市生活協同組合運営協議会
2	おおおか ひでみ 大岡 秀海	(公益社団法人)日本通信販売協会 専務理事
3	さくま きょうこ 作間 京子	(公益社団法人)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
4	すずき たかし 鈴木 隆	家電製品PLセンター センター長

敬称略：五十音順

平成27年度 消費者団体等協働促進事業 募集要項

地域における消費者トラブルや消費者被害の未然防止、**消費者市民社会の実現**等、消費者問題を解決するための市民の発想や手法を活かした提案をもとに、提案団体と横浜市が協働で行う事業を募集します。

提案のあった事業について、消費生活審議会消費者団体等協働促進事業審査評価部会で選考の後、協働で行う事業として決定した団体と契約を締結し、事業費を補助します。

募集要項等の配布

平成27年4月3日（金）～5月8日（金）

提出書類の受付

平成27年5月11日（月）～5月15日（金）

説明会の開催

◇日時 平成27年4月16日（木）

10:30～12:00（受付開始 10:00）

◇場所 関内中央ビル5階 特別会議室 横浜市中区真砂町2-22
（市庁舎側入口をご利用ください。）

書類の提出方法

下記提出先へご持参ください。

書類の提出先及び問合せ先

横浜市 経済局 消費経済課

（関内中央ビル5階・セルテ側入口をご利用ください。）

〒231-0016 横浜市中区真砂町2-22

電話 671-2585 FAX 664-9533

Eメール ke-syohikeizai@city.yokohama.jp

ホームページ

作成中（URLを記載します）

☆ 「協働」について

—横浜市協働推進の基本指針（平成24年10月改定）から記載

協働とは、「公共的サービスを担う異なる主体が、地域課題や社会的な課題を解決するために、相乗効果をあげながら、新たな仕組みや事業を創りだしたり、取り組むこと」とです。

具体的には、協働により、更なる効果が期待できる領域について、市民あるいは市民活動に一定のテーマを持って活動する団体等と行政が、お互いによいところを持ち寄り、住みよいまちを一緒につくろうとする相互理解と目的を共有した上で、自主性を尊重しながら対等な関係のもと、役割分担と責任を明確にしなが、目的に向かって実施する事業です。

また、協働の取組は、横浜コード^{*}の原則にのっとり進めます。

横浜コード^{*} 「横浜市における市民活動との協働に関する基本方針」

（平成11年3月、横浜市市民活動推進検討委員会報告書において提言）

- ① 対等の原則（市民活動と行政は対等の立場にたつこと）
- ② 自主性尊重の原則（市民活動が自主的に行われることを尊重すること）
- ③ 自立化の原則（市民活動が自立化する方向で協議を進めること）
- ④ 相互理解の原則（市民活動と行政がそれぞれの長所、短所や立場を理解しあうこと）
- ⑤ 目的共有の原則（協働に関して市民活動と行政がその活動の全体または一部について目的を共有すること）
- ⑥ 公開の原則（市民活動と行政の基本的事項と関係が公開されていること）

☆ 消費者団体等協働促進事業で対象とする協働事業は、次のような事業とします。

- 1 提案団体と横浜市が協働して取り組むことにより、地域の消費生活上の課題の解決が促進される事業
- 2 協働の役割分担が明確かつ妥当で、協働で実施することにより相乗効果が高まる事業
- 3 実施を前提とした事業で、提案団体が実施することが可能である事業
- 4 市民満足度が高まり、具体的な効果・成果が期待できる事業
- 5 消費者団体等協働促進事業補助金交付要綱に基づき、補助金を交付することで、対象者や地域特性に即した有効な活動となり、消費者被害未然防止などが更に期待できる事業

1 協働事業の内容

平成24年12月に施行された「消費者教育の推進に関する法律」や、平成25年6月に閣議決定された「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を受けて、消費者被害の未然防止や被害を最小限にとどめ、消費者市民社会（注）の実現に向けて、安全安心な消費生活情報の周知を図る教育・啓発活動の実施が一層求められています。そうしたことから、各世代にわたる消費者に対して必要な啓発・相談活動を実施するため、次により協働事業を募集します。

注：「消費者市民社会」とは、「消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」（消費者教育の推進に関する法律第2条第2項）です。

1 消費者教育啓発講座・消費生活相談事業・その他事業

(1) 消費者教育啓発講座について

地域において、市民向け消費者教育や啓発の一環として、商品やサービスのトラブル等の未然防止と被害救済、消費者市民社会の実現に向けた豊かな消費生活獲得のための知識など習得のための講座を開催する事業です。

提案団体が主催して参加者を募集する講座のほか、地域の団体等が主催する講座に提案団体が講師を派遣するなどの事業提案もできることとします。

ア 講座の事例

- * 悪質商法トラブルの未然防止と対処方法の講座
- * インターネット・情報関連サービスのトラブル未然防止と対処法の講座
- * 契約の基礎知識とクーリング・オフなど救済制度についての講座
- * 貯蓄、保険、年金、家計などの基礎知識についての講座
- * 衣・食・住の安全安心な取扱いに係る講座
- * 暮らしの事故と防止策についての講座
- * 高齢者のセカンドライフの送り方講座

イ 実施条件等

(共通)

- * 対象者 市民（在住・在学・在勤等）
- * 講座の参加者に対しアンケート調査を実施すること。ただし、アンケートで個人情報を取得しないこと。また、アンケートに書かれた内容は、この事業の目的のみに使用し、他の目的には使用しないこと。

ウ 実施回数等の目安

(区分 1)

補助金額 300,000 円の場合

(ア) 提案団体の内部講師で、小規模な会場で開催する場合

- *開催回数 (1事業当たりの目安) 15回程度
- *参加人数 (1回当たりの目安) 20人~40人
- *延べ参加人数 300人~600人

(イ) 外部から呼んだ講師で、中・大規模な会場で開催する場合

- *開催回数 (1事業当たりの目安) 6回程度
- *参加人数 (1回当たりの目安) 50人~100人
- *延べ参加人数 300人~600人

(ウ) その他

(ア) と (イ) を合わせて開催することもできます。

(区分 2)

補助金額 100,000 円の場合

(ア) 提案団体の内部講師で、小規模な会場で開催する場合

- *開催回数 (1事業当たりの目安) 5回程度
- *参加人数 (1回当たりの目安) 20人~40人
- *延べ参加人数 100人~200人

(イ) 外部から呼んだ講師で、中・大規模な会場で開催する場合

- *開催回数 (1事業当たりの目安) 2回程度
- *参加人数 (1回当たりの目安) 50人~100人
- *延べ参加人数 100人~200人

(ウ) その他

(ア) と (イ) を合わせて開催することもできます。

(2) 消費生活相談事業について

地域に根ざした消費生活相談や、イベント等での啓発を兼ねた消費生活相談を実施する事業です。

ア 相談の事例

- *商品購入・契約トラブル解消の相談
- *契約の変更・解約の相談
- *高齢者や子育て世代などの生活設計・資金計画の相談
- *暮らしの安全・安心の確保に関する相談
- *金融商品・保険商品トラブルの対応相談
- *インターネットトラブルに係る相談
- *購入物品による使用時傷害等事故の対応相談

イ 実施条件等

(共通)

- *対象者 市民（在住・在学・在勤等）
- *有資格者による対応であること。
（消費生活専門相談員、消費生活コンサルタント、消費生活アドバイザー等）
- *受け付けた相談は、当日中に処理するものとし、当日処理できない案件については、消費生活総合センター等に再度相談するよう案内すること。
- *事業者との交渉等は行わないこと。

ウ 実施回数等の目安

(区分 1)

補助金額 300,000 円の場合の目安

- *開催回数（1事業当たりの目安） 20 回程度

(区分 2)

補助金額 100,000 円の場合の目安

- *開催回数（1事業当たりの目安） 7 回程度

(3) その他事業について

消費者教育啓発講座、消費生活相談事業に分類される事業以外で、地域での消費者トラブルの未然防止と対策を行う事業です。

ア 事業の事例

- *消費生活に係る問題点と実態の調査研究事業
- *契約・訪問販売・表示関係等の展示会事業

イ 実施条件等

- *対象者 市民（在住・在学・在勤等）
- *調査研究事業については、報告書（成果品）の作成をすること。
- *展示会事業については、来場者に対しアンケート調査を実施すること。ただし、アンケートで個人情報を取得しないこと。また、アンケートに書かれた内容は、この事業の目的のみに使用し、他の目的には使用しないこと。
- *上記以外の事業の場合は、事業形態にあった成果品の提出等をする事。

2 補助金交付対象事業の数及び補助金の上限額

事業費を補助する事業の数及び補助金の額については、次のとおりとします。ただし、補助金額は、提案事業を実施するために要する全体経費の 95%以内とします。

(1) 消費者教育啓発講座・消費生活相談事業・その他事業

補助金交付対象事業数：4 事業程度

(区分 1) 補助金額：300,000 円（1 事業につき）

(区分 2) 補助金額：100,000 円（1 事業につき）

〔対象となる事例〕

例1：補助金額 300,000 円の場合

団体負担額は、15,790 円（5%）以上となります。

例2：補助金額 100,000 円の場合

団体負担額は、5,264 円（5%）以上となります。

3 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象事業の実施に直接要する経費とし、おおむね次のとおりとします。団体運営経費としての人件費、事務所の賃借料、光熱水費等の管理費は対象になりません。

- ① 消耗品費 ② 会場及び物品の利用料 ③ 講師や指導者への謝礼
- ④ コピー・写真・チラシ・報告書等の印刷費 ⑤ 郵送代等通信費 ⑥ 交通費
- ⑦ 保険料 ⑧ その他市長が認める経費

※ 上記①～⑦の費目であっても、補助対象経費として認められない場合があります。

2 協働事業への提案ができる方

☆ 実施主体となる団体の要件

- ① 不特定多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業（宗教活動、政治活動、選挙活動を目的とする事業を除く。）に自主的に取り組む消費者団体等。

※ 個人での応募はできません。

- ② 活動拠点を市内に有すること。
- ③ 継続した活動が期待されるものであること。

☆ 次の場合は提案できません

- ① 国、地方公共団体及びそれらの外郭団体から当該提案事業に助成等を受けている場合。
- ② 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 5 1 条）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等、条例第 2 条第 5 条に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる団体の場合。

3 協働事業の実施期間

☆ 平成 27 年 7 月～平成 28 年 3 月

4 申請の手続き

☆ 申請するときは、次の書類を各1部提出してください。

- ① 消費者団体等協働促進事業補助金交付申請書（第1号様式）
- ② 交付対象事業計画書（第2号様式）
- ③ 交付対象事業収支予算書（第3号様式）
- ④ 団体の概要書（第4号様式）
- ⑤ 平成27年度の活動計画書（第5号様式）
- ⑥ 平成27年度の活動収支予算書（第6号様式）
- ⑦ 平成26年度の活動報告書（第7号様式）
- ⑧ 平成26年度の活動収支決算書（第8号様式）
- ⑨ 定款又は規約その他これらに類する書類
- ⑩ 役員名簿（第9号様式）
- ⑪ 担当者連絡表
- ⑫ 申請時提出書類チェックリスト

今年度に結成された新規団体は、⑦「平成26年度の活動報告書」及び⑧「平成26年度の活動収支決算書」の提出は不要です。

様式は、横浜市経済局消費経済課ホームページ「消費者のくらし・消費生活相談」からダウンロードすることができます。

作成中（URLを記載します）

※ 提出された書類は返却いたしませんので、コピーを取っておいてください。

※ 原則として1団体につき1事業の申請とします。

※ 補助金は、全部又は一部を前金払いとすることができます。一部を前払いとして希望する場合は、分割払いとなりますので、資金計画書を合わせて提出してください。

5 提出書類の受付

☆ 提出書類の受付は、次のとおり行います。

提出先：横浜市経済局消費経済課 電話 671-2585

日 時：平成27年5月11日(月)～5月15日(金)

9:00～12:00及び13:00～17:00

方 法：事前に電話連絡のうえ御持参くださいますようお願いいたします。

6 審査・選考方法

☆ 申請のあった事業に対して、審査・選考を経て、補助金交付事業を決定します。

1 審査・選考方法について

横浜市消費生活審議会消費者団体等協働促進事業審査評価部会（以下、協働部会と言います。）で審査・選考

し、市長が補助金交付対象とする事業及び交付額を決定します。

※ 審査にあたって、申請団体から事業内容等について、協働部会で説明していただく場合があります。

2 選考のポイント

(10 ページ「平成 27 年度消費者団体等協働促進事業審査基準」参照)

※ 審査項目：地域の消費生活の課題（ニーズ）、地域連携・協働の手法・役割分担、企画力、実施能力、事業効果・市民満足度

7 契約の締結・個人情報の取扱い

☆ 対象事業に決定した団体と横浜市は、事業目的、役割・責任分担、経費負担などについて協議を行い、事業開始前に、横浜市市民協働条例で規定する市民協働事業に関する契約を締結します。

☆ 個人情報については、適正に取り扱うとともに、従事者等への研修など必要な措置を講ずる必要があります。そのため、契約書に個人情報保護の遵守についての項目を盛り込むとともに、後日誓約書を提出していただきます。

8 補助金の請求及び交付

☆ 対象事業に決定した団体は、契約を締結した後、消費者団体等協働促進事業補助金請求書（第11号様式）を提出いただきます。

補助金は、全部又は一部を前金払いとすることができます。一部を前払いとして希望する場合は、分割払いとなりますので、申請時に資金計画書を合わせて提出してください。

9 決定した協働事業を実施する場合の事業周知方法

☆ 対象事業に決定した団体は、協働事業を実施するにあたって、事業の周知は団体自ら行っていただきますが、周知時期によっては、横浜市の広報媒体を活用することもできます。

また、経済局消費経済課ホームページ「消費者の暮らし・消費生活相談」で周知しますので、ホームページ掲載用の資料（様式自由）を提出してください。

【参考】平成 26 年度 URL

<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/shogyo/kurasi/20140912110426.html>

10 事業終了後の報告手続き

☆ 事業終了後1か月以内に、次の書類を提出してください。

- ① 消費者団体等協働促進事業補助金実績報告書（第12号様式）
 - ② 交付対象事業報告書（第13号様式）
 - ③ 事業資料 ＊アンケート等参加者の声も添付のこと。
 - ④ 交付対象事業収支決算書（第14号様式）
 - ⑤ 領収書等経費の支出を証する書類の写し
 - ⑥ 事業報告時提出書類チェックリスト
- ※ 併せて、協働事業としての評価表を提出していただきます。

11 補助金の交付の取消し、返還

☆ 対象事業が次のいずれかに当てはまるときは、補助金の一部又は全部を取り消し、補助金の返還を求める（第17号様式）ことがあります。

なお、任意団体の場合、補助金の返還は団体代表者に求めることとなります。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な手続きによって補助金を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 事業を中止、または変更したとき。
- (4) 補助金の交付金額が精算額を超えたとき。
- (5) その他、この事業の補助金交付要綱に違反したとき。

12 関係書類の閲覧

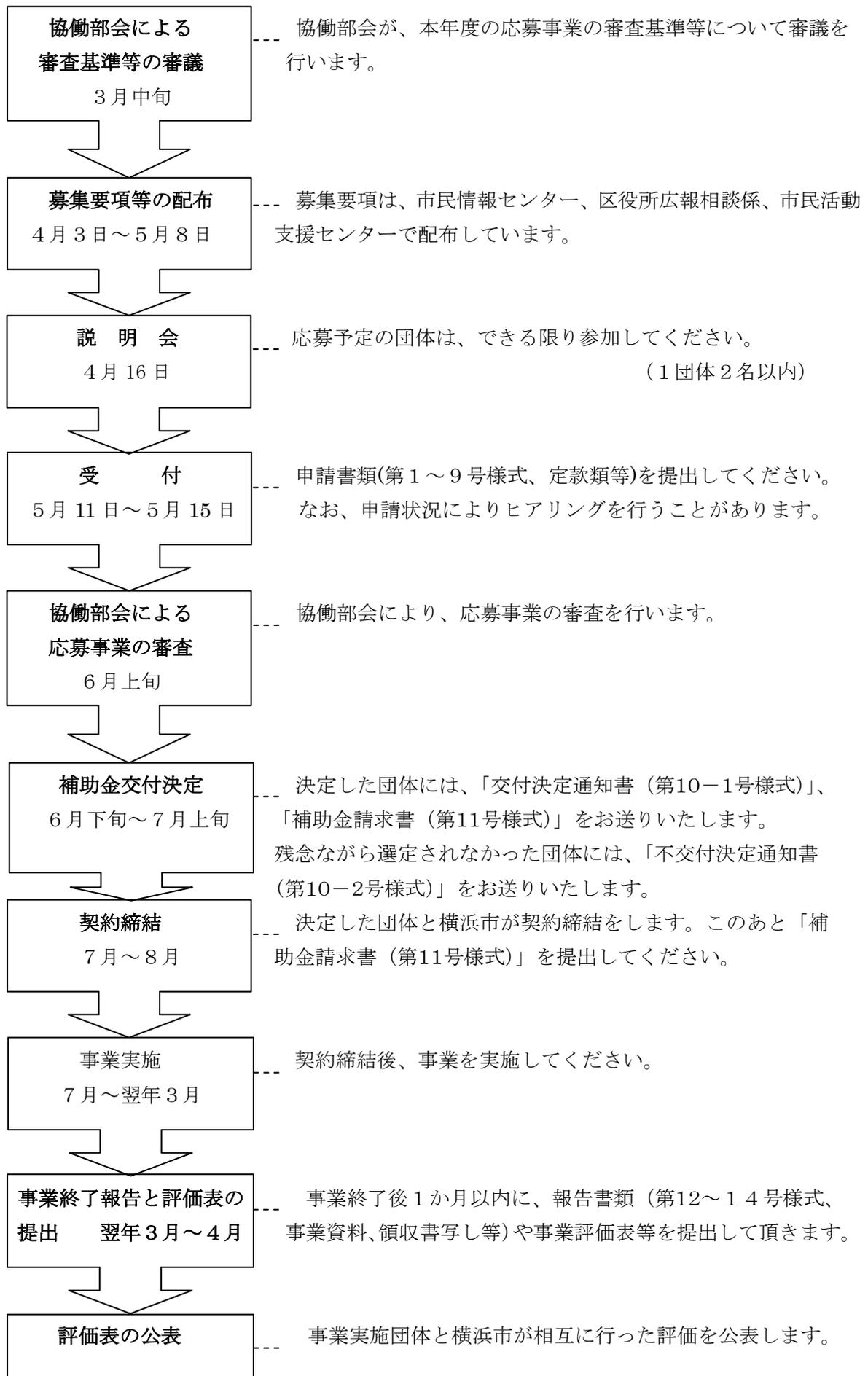
☆ 補助金交付団体及び市長は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、個人情報に該当する部分を除いて、関係書類又はその写しを一般の閲覧に供さなければなりません。

【参考】横浜市市民協働条例第7条

(支援申請等)

- 第7条 市民等は、市から助成金の交付、施設の優先的使用等特別な支援を受けて市民公益活動を行うときは、あらかじめ規則で定める書類を市長に提出しなければならない。
- 2 市民等は、前項の事業が終了したときは、速やかに、事業報告書を市長に提出しなければならない。
 - 3 市長は、必要があると認めるときは、前2項の規定により提出された書類について、当該市民等に報告又は説明を求め、その結果に基づいて必要な措置を講ずることができる。
 - 4 市長及び当該市民等は、規則で定めるところにより、第1項及び第2項に規定する書類又はその写しを一般の閲覧に供しなければならない。

13 協働事業の流れ



新旧対照表

経済局市民経済労働部消費経済課
要項名称 消費者団体等協働促進事業募集要項

改正内容	現行
<p>表書き</p> <p>地域における消費者トラブルや消費者被害の未然防止、消費者市民社会の実現等、消費者問題を解決するための市民の発想や手法を活かした提案をもとに、提案団体と横浜市が協働で行う事業を募集します。</p> <p>提案のあった事業について、消費生活審議会消費者団体等協働促進事業審査評価部会で選考の後、協働で行う事業として決定した団体と契約を締結し、事業費を補助します。</p> <p>1 協働事業の内容</p> <p>平成24年12月に施行された「消費者教育の推進に関する法律」や、平成25年6月に閣議決定された「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を受けて、消費者被害の未然防止や被害を最小限にとどめ、消費者市民社会の実現に向けて、安全安心な消費生活情報の周知を図る教育・啓発活動の実施が一層求められています。そうしたことから、各世代にわたる消費者に対して必要な啓発・相談活動を実施するため、次により協働事業を募集します。</p> <p>注：「消費者市民社会」とは、「消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」（消費者教育の推進に関する法律第2条第2項）です。</p>	<p>表書き</p> <p>地域における消費者トラブルや消費者被害の未然防止等、消費者問題を解決するための市民の発想や手法を活かした提案をもとに、提案団体と横浜市が協働で行う事業を募集します。</p> <p>提案のあった事業について、消費生活審議会消費者団体等協働促進事業審査評価部会で選考の後、協働で行う事業として決定した団体と契約を締結し、事業費を補助します。</p> <p>1 協働事業の内容</p> <p>消費者被害の未然防止や被害を最小限にとどめ、安全安心な消費生活情報の周知を図る教育・啓発活動の実施が一層求められています。そうしたことから、各世代にわたる消費者に対して必要な啓発・相談活動を実施するため、次により協働事業を募集します。</p>

1 消費者教育啓発講座・消費生活相談事業 その他事業

(1) 消費者教育啓発講座について

地域において、市民向け消費者教育や啓発の一環として、商品やサービスのトラブル等の未然防止と被害救済、**消費者市民社会の実現に向けた**豊かな消費生活獲得のための知識など習得のための講座を開催する事業です。

1.3 協働事業の流れ

《実施日程》

※ 募集要項の配布

平成27年4月3日(金)～5月8日(金)

※ 説明会の開催

平成27年4月16日(水)

※ 提出書類の受付

平成27年5月13日(水)～5月15日(金)

※ 協働事業の実施期間

平成27年7月～平成27年3月

《申請書類等年度変更》

4 申請の手続き

- ⑤ 平成27年度の活動計画書
- ⑥ 平成27年度の活動収支予算書
- ⑦ 平成26年度活動報告書
- ⑧ 平成26年度活動収支予算書

6 審査・選考方法

(10 ページ「平成27年度消費者団体等協働促進事業審査基準」参照)

《ホームページ》

作成中 (URLを取得し次第、記載します)

【参考】平成26年度用URL
<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/shogyo/kurasi/20140912110426.html>

1 消費者教育啓発講座・消費生活相談事業・ その他事業

(1) 消費者教育啓発講座について

地域において、市民向け消費者教育や啓発の一環として、商品やサービスのトラブル等の未然防止と被害救済、豊かな消費生活獲得のための知識など習得のための講座を開催する事業です。

1.3 協働事業の流れ

《実施日程》

※ 募集要項の配布

平成26年4月3日(金)～5月9日(金)

※ 説明会の開催

平成26年4月16日(水)

※ 提出書類の受付

平成26年5月7日(水)～5月9日(金)

※ 協働事業の実施期間

平成26年7月～平成27年3月

《申請書類等年度変更》

4 申請の手続き

- ⑤ 平成26年度の活動計画書
- ⑥ 平成26年度の活動収支予算書
- ⑦ 平成25年度活動報告書
- ⑧ 平成25年度活動収支予算書

6 審査・選考方法

(10 ページ「平成26年度消費者団体等協働促進事業審査基準」参照)

《ホームページ》

<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/shogyo/kurasi/kyoudou26.html>

【参考】平成25年度用URL
<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/shogyo/kurasi/kyoudou3-25.html>

平成27年度

消費者団体等協働促進事業 審査基準 (案)

採点の目安	
区分	10点
非常に良い	9点以上
良い	8~7
普通	6
あまり良くない	5
良くない	4点以下

受付番号	提案事業名	提案団体名	
審査項目	審査にあたってのポイント	委員コメント	委員採点
地域の消費生活の課題 (ニーズ)	◆提案内容が、消費者市民社会の考え方にに基づき、地域の消費生活に関する課題(ニーズ)を捉えているか。		
地域連携 協働の手法・役割分担	◆地域との連携など、課題解決に向け必要な連携が図られているか。		
	◆提案団体と横浜市との協働の役割分担が適切で、課題解決のために協働の内容が効果的なものになっているか。		
企画力	◆計画どおりに実施することが可能な内容か。 [法的な問題等により実現が困難となっていないか、等。]		
	◆予算の見積りを含め、適正な事業計画となっているか。 [募集要項で定めている条件(開催回数、参加人数等)は、適切に計画に反映されているか、等。]		
	◆前年度までに、当事業に関わらず、講師派遣や出前講座・相談活動・調査活動などを実施したことのある団体については、経験を生かした事業計画となっているか。		
実施能力	◆提案団体は、事業を実施するうえでの専門的な知識や経験を有し、提案事業を実施することが可能か。		
	◆提案団体は、事業を実施するのに必要な人員・協力体制を、団体内で有しているか。		
事業効果・市民満足度	◆提案団体と横浜市が協働することで、事業がより効果的に行われると期待できるか。[お互いを補完したり、お互いの特性を發揮したりすることで、より効果的に実施できるか、等。]		
	◆市民の満足度が高まり、消費者被害が未然に防止できる等の具体的な効果や成果が期待できるか。		
総評		総得点	(合計100点)

* 補助金交付対象事業は、平均点が60点以上の事業を対象に、点数の高い順に選考します。

消費者団体等協働促進事業 事業評価表

記入年月日：平成 年 月 日

記入責任者：氏名

団体、 行政

提案事業名	事業内容	提案団体名	
評価視点	評価のポイント	自己評価*	理由・意見
進 め 方	◆お互いが、その特性や役割を相互理解した上で、対等な立場に立って、各々が自主的に事業を行うことができたか。	A・B・C	
	◆事業目的の共有ができたか。	A・B・C	
	◆事業の進ちよく状況等必要な情報の共有はできたか。	A・B・C	
	◆事業活動の過程において、協働の手法を用い、活動を円滑に進めることができたか。	A・B・C	
実 施	◆地域との連携など、課題解決に向け必要な連携が図られたか。	A・B・C	
	◆予算の執行は、概ね計画どおりできたか。また、適切に執行できたか。	A・B・C	
	◆テーマ・内容などの事業の執行は、概ね計画どおり実施することができたか。	A・B・C	
	◆事業実施に伴う参加者数は、概ね計画どおりだったか。	A・B・C	
	◆これまでの経験を活かしつつ、団体の活動に資する実施内容であったか。	A・B・C	
効 果	◆提案団体と横浜市が協働することで、団体単独で事業を実施する場合よりも、更に大きな利益の増進を地域にもたらすことができたか。 [お互いを補完したり、お互いの特性を発揮したりすることで、	A・B・C	
	◆市民の満足度が高まり、消費者被害が未然に防止できる等の具体的な効果や成果があったか。	A・B・C	
総合評価		A・B・C	/

* 自己評価…A: 良い、B: 普通、C: 改善を要する (いずれかに○)

総評	
-----------	--

平成26年度
消費者団体等協働促進事業
の実施状況

神奈川県ファイナンシャル
プランナーズ協同組合

神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合（補助金額30万円）

事業の実施状況	広報の概要
<p>「ゆたかな暮らしのために、これだけは知っておきたい生活の知識を学ぶ講座」</p> <p>全て万国橋会議場センター</p> <p>10/25（土）第1部 第2部</p> <p>11/ 1（水）同上</p> <p>11/ 8（水）同上</p> <p>11/15（水）同上</p> <p>11/22（土）同上</p> <p>11/29（土）同上</p> <p>12/ 6（木）同上</p> <p>12/13（木）同上</p>	<p>①区役所の区政推進課広報相談係に各30部チラシ配架</p> <p>②消費経済課HPに掲載</p> <p>③本市市民局広報課ツイッター(9/28)</p> <p>④経済局経営創業支援課メーリス10月号、11月号掲載</p> <p>⑤泉区新橋小学校の出前講座(11/5実施)でチラシ配布(50部)</p> <p>⑥消費者団体のつどい(10/21)でチラシ配布</p> <p>⑦横浜カレンダー10/25から掲載</p> <p>⑧神奈川新聞(9/20)に掲載</p> <p>⑨日経新聞(10/10)に掲載</p> <p>*広報よこはまは、「先着順で申し込みを受け付けるもので、掲載月の11日以降から申し込みを開始するもの」という要件に該当しなかったため、掲載できず</p>

横浜市在住・在勤の方向け

「豊かな暮らしの為に、これだけは知っておきたい 生活の知識を学ぶ」講座

特定の金融機関等に属さない公正中立な
ファイナンシャルプランナーによるセミナーです

期間： 平成26年10月25日(土)～12月13日(土) 毎週土曜日

時間： 第1部 13:30～15:00 第2部 15:10～16:40

会場： 万国橋会議場センター
(横浜市中区海岸通4-23
みなとみらい線馬車道駅下車徒歩4分)

定員： 30名 (申込多数の場合先着順)

受講料： 無料

募集締切日：各開催日の1週間前



10月25日 (土)	第1部	入り過ぎない保険、見直しのコツを学ぶ	吉田美砂緒 氏
	第2部	リスク商品から身を守る方策を学ぶ	岡野征治 氏
11月1日 (土)	第1部	年金を学んで将来に備えよう	仁科真雄 氏
	第2部	ゲームで体感する積立投資のメリットを学ぶ	磯野正美 氏
11月8日 (土)	第1部	賢い自分年金の作り方を学ぶ	磯野正美 氏
	第2部	不動産売買を民法の側面から学ぶ ～買主の目線で～	松崎 良 氏
11月15日 (土)	第1部	生命保険の最新事情を学ぶ	佐藤博信 氏
	第2部	老後の資産管理 ～お金のトラブルに巻き込まれないための対策を学ぶ～	滝田知一 氏
11月22日 (土)	第1部	住宅ローンのリスク軽減策を学ぶ	仁科真雄 氏
	第2部	損害保険の最新事情を学ぶ	佐藤博信 氏
11月29日 (土)	第1部	消費者トラブル事例とその対策を学ぶ	佐伯好也 氏
	第2部	身近な税金知識を学ぶ	吉田美砂緒 氏
12月6日 (土)	第1部	株式投資で気を付けたい大切なことを学ぶ	岡野征治 氏
	第2部	我が家の資産の災害対策を学ぶ	佐伯好也 氏
12月13日 (土)	第1部	「しまった」と思ったらクーリングオフの活用方法を学ぶ ～民法と対比して～	松崎 良 氏
	第2部	相続が争族にならないための対策を学ぶ	滝田知一 氏

10月 25日	第1部	入り過ぎない保険、見直しのコツを学ぶ
	第2部	リスク商品から身を守る方を学ぶ
11月 1日	第1部	年金を学んで将来に備えよう
	第2部	ゲームで体感する積立投資のメリットを学ぶ
11月 8日	第1部	賢い自分年金の作り方を学ぶ
	第2部	不動産売買を民法の側面から学ぶ ～買主の目線で～
11月 15日	第1部	生命保険の最新事情を学ぶ
	第2部	老後の資産管理 ～お金のトラブルに巻き込まれないための対策を学ぶ～
11月 22日	第1部	住宅ローンのリスク軽減策を学ぶ
	第2部	損害保険の最新事情を学ぶ
11月 29日	第1部	消費者トラブル事例とその対策を学ぶ
	第2部	身近な税金知識を学ぶ
12月 6日	第1部	株式投資で気を付けたい大切なことを学ぶ
	第2部	我が家の資産の災害対策を学ぶ
12月 13日	第1部	消費者保護法としてのクーリングオフを学ぶ ～民法と対比して～
	第2部	相続が争族にならないための対策を学ぶ
 ファックス送信の場合 受講希望のセミナーに○印を付けてください		

お申込みは以下の4つの方法いづれかで、お願いいたします。

1. 電話: 045-315-0121 (電話受付時間 10時～17時、土日祝日を除く)
2. インターネット: <http://www.fp-kanagawa.com/> にアクセスしてセミナー案内から申込み
3. ファックス: 以下の欄にご記入の上 045-315-0122 まで送信
4. メール: info@fp-kanagawa.com 宛てに以下の項目を送信

ファックス送信用紙 045-315-0122

ふりがな	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	受講希望のセミナーに○印を付けてください
お名前	年齢 歳	
電話	FAX	E-mail
ご住所(〒 -)		
<small>ご注意: 上記の個人情報は、当組合開催のセミナー関連のみに使用し、他の目的で使用する、あるいは第三者に対して情報を提供することや開示することはありません。</small>		

お問い合わせは

神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-21-8 第1安田ビル7階

TEL: 045-315-0121

FAX: 045-315-0122

URL: <http://www.fp-kanagawa.com>

e-mail: info@fp-kanagawa.com

特定非営利活動法人
横浜市まちづくりセンター

特定非営利活動法人横浜市まちづくりセンター（補助金額30万円）

事業の実施状況	広報の概要
<p>「横浜市民の住まい・暮らしに役立つ講座」</p> <p>11/ 1（土）鶴見公会堂 11/ 8（土）青葉公会堂 11/15（土）港南公会堂 11/22（土）栄公会堂 11/29（土）泉公会堂 12/ 6（土）西地区センター 12/13（土）都築公会堂 12/20（土）神奈川公会堂 1/17（土）金沢公会堂 1/24（土）港北公会堂 1/31（土）吉野町市民プラザ 2/ 7（土）磯子公会堂 2/14（土）旭公会堂 2/21（土）戸塚公会堂</p>	<p>①区役所の区政推進課広報相談係に各 10 部チラシ配架 ②消費経済課HPに掲載 ③広報よこはま 12月号掲載 ④本市市民局広報課ツイッター(9/28) ⑤消費生活総合センターの消費生活教室(10/25)で配布 ⑥消費者団体のつどい(10/21)でチラシ配布 ⑦ハウスクエア横浜(都筑区)でチラシ配布 ⑧11/1の講座のチラシを鶴見区社会福祉協議会のイベントで配布 ⑨経営創業支援課メーリス11月号に掲載 ⑩よこはまカレンダー11/1から掲載</p>

第1回

横浜市民の住まい・暮らしに 役立つ講座

- 【テーマ】 ● バリアフリー
● ユニバーサルデザイン
● 住環境整備

参加無料

安心・安全な住環境とは・・・

適切な住環境整備方法、安心できる業者選び、
工事代金について、わかりやすく解説します。



日時

11月1日(土) 14:00~16:00

場所

鶴見公会堂 1号会議室

講師

渡邊 靖 (一級建築士・NPO法人横浜市まちづくりセンター会員)

申込方法

下記いずれかの方法でお申込み下さい。

【申込先】 NPO法人 横浜市まちづくりセンター事務局

- 電話申込：TEL 045-315-4089
- FAX申込：申込用紙に記入の上 FAX 045-315-4099
- メール申込：info@machisen.org

参加無料

ご家族・ご友人などお誘い合わせの上、お気軽にご参加ください。

講座終了後、同会場にて無料個別相談会も実施します

※裏面に今後の講座予定があります。他の講座申込みも受付けておりますので、同様にお申込み下さい。

■ 参加申込書 (FAX) 『横浜市民の住まい・暮らしに役立つ講座』

お名前			
ご連絡先	TEL ()	-	
参加希望日	平成26年 月 日 (第 回)	参加人数	名

★切り取らずに FAX 045-315-4099 へ送信してください★

平成26年度横浜市消費者団体協働促進事業
消費者教育啓発講座

特定非営利活動法人横浜市まちづくりセンター

『横浜市民の住まい・暮らしに役立つ講座』（平成26年度 第1期）

第1回	平成26年11月1日(土)	14:00～ 16:00	鶴見公会堂 1号会議室 鶴見区豊岡町2-1 7-が1 6・7階	定員 42名	JR京浜東北線 鶴見駅
	バリアフリー ユニバーサルデザイン 住環境整備	住まいのバリアフリー・ユニバーサルデザインの必要性、適切な住環境整備方法、工事代金についての解説。			
第2回	平成26年11月8日(土)	14:00～ 16:00	青葉公会堂 会議室2号 青葉区市が尾町31-4 2階	定員 36名	東急田園都市線 市が尾駅
	防災対策 家具転倒防止器具 火災警報器	家具転倒防止器具・火災警報器の種類、適切な取付方法、器具代金、取付代金についての解説。			
第3回	平成26年11月15日(土)	14:00～ 16:00	港南公会堂 2号会議室 港南区港南中央通10-1 港南総合庁舎5・6階	定員 30名	市営地下鉄ブルーライン 港南中央駅
	屋根・外壁 太陽光発電	屋根・外壁工事の材料種類、工法、耐用年数、工事代金についての解説。太陽光発電のメリット、デメリットについての解説。			
第4回	平成26年11月22日(土)	14:00～ 16:00	栄公会堂 2号会議室 栄区桂町279-29	定員 39名	JR根岸線 本郷台駅
	耐震 基準・性能 診断・補強	昭和56年以降平成12年築等の木造建築物の耐震性、地震災害時に通行を確保すべき道路沿道沿い建築物の耐震化についての解説。			
第5回	平成26年11月29日(土)	14:00～ 16:00	泉公会堂 第2会議室 泉区和泉町4636-2	定員 40名	相鉄いずみ野線 いずみ中央駅
	リフォーム 見積・契約 悪徳業者対策	リフォーム部位別の工事費用、適切な補修、修繕、改修についての解説。見積書・契約書の見方、確認事項についての解説。			
参加費		無料			
個別相談		セミナー終了後、希望者に建築士による『個別相談会』を行います。			
講師		NPO法人横浜市まちづくりセンター専門部会所属建築士			
申込方法		開催日、場所、氏名、電話番号を明記の上、 下記申込先へTELまたはFAX、メールでお申込み下さい。 (定員に達していない場合は、当日受付も可能)			
申込先		NPO法人横浜市まちづくりセンター 事務局 TEL : 315-4089 FAX : 315-4099 E-mail : info@machisen.org			

FAX 申込書

参加希望日	開催場所	氏名	参加人数	連絡先(電話)
平成26年 月 日	区		名	

よこはま消費生活
「講師の会」

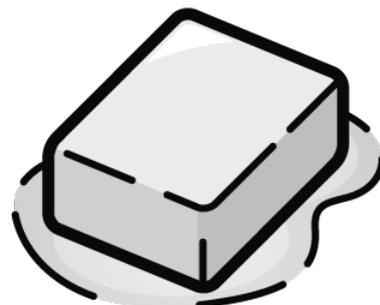
よこはま消費生活「講師の会」（補助金額10万円）

事業の実施状況	広報の概要
<p>「消費者教育啓発講座」</p> <p>8/ 3（日）緑園地域交流センター</p> <p>12/20（土）同上</p> <p>12/22（月）和泉団地集会所</p>	<p>①消費経済課HP</p> <p>②町内会等でのチラシ回覧</p> <p>③本市市民局広報課ツイッター(9/28)</p>

地球にやさしい食べものの話

～フードマイレージについて学ぼう～

無添加のバターを手作りしよう



〔日 時〕 平成 26 年 12 月 20 日（土） 15:00～17:00

〔内 容〕

- ・ 講演『地球にやさしい食べものの話
～フードマイレージについて学ぼう～』（15:00～16:30）
講師-矢島 巖 氏（よこはま消費生活「講師の会」講師）
食糧自給率 40%以下の日本は、年間 5500 万トンの食糧を輸入しながら、その 3 分の 1 の 1800 万トンも捨てています。地球の温暖化にもつながるフードマイレージ（食糧の輸送距離）を知って、食の安心・安全を守る「かしこい消費者」の道を学びましょう。

- ・ 講習『無添加のバターを手作りしよう』（16:35～17:00）
講師-よこはま消費生活「講師の会」講師
添加物なしのバターを手作りしましょう。

〔会 場〕 緑園地域交流センター（裏面に地図があります。）

〔参加費〕 無料

〔定 員〕 30 名

〔申込み〕 裏面の FAX 申込み用紙で、12 月 13 日までに申込んで下さい。

〔問合せ先〕 辻本 由可 FAX：045-811-9963

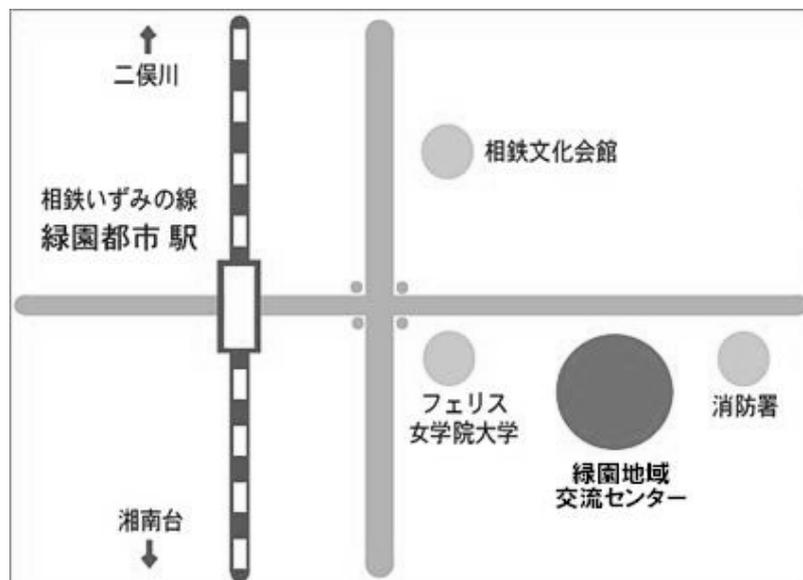
〔主 催〕 よこはま消費生活「講師の会」
－横浜市経済局 消費者団体等協働促進事業－

〔共 催〕 ガールスカウト神奈川県第 42 団

【 緑園地域交流センター 】

〒245-0002 横浜市泉区緑園 4-6-1
☎ 045-813-2620

相鉄いずみ野線 緑園都市駅東口から徒歩 5 分。
フェリス女学院大学と消防署の間の 4 階建ての建物の 2 階。



----- 切り取り線 -----

FAX 申込み用紙 (045-811-9963)	
申込み先	辻本 由可
講座名	『地球にやさしい食べもの話 ～フードマイレージについて学ぼう～』 『無添加のバターを手作りしよう』
ふりがな お名前	
電話番号 FAX 番号	
お住まいの区	

特定非営利活動法人

F P ネットワーク 神奈川

特定非営利活動法人 FP ネットワーク神奈川（補助金額 10 万円）

事業の実施状況	広報の概要
<p>「暮らしのトラブル 防衛隊 ～暮らしを支えるお金の無料 相談会」 全て F P ネットワーク神奈 川の事務所（横浜駅徒歩 8 分）</p> <p>9/13（土） 10/11（土） 11/ 1（土） 11/ 8（土） 11/15（土） 12/ 6（土） 12/13（土） 12/20（土） 1/10（土） 2/14（土）</p>	<p>①区役所の区政推進課広報相談係に各 10 部 チラシ配架 ②消費経済課 H P ③本市市民局広報課ツイッター（9/28） ④ハマふれんど 10 月号に掲載 ⑤広報よこはま 9 月号に掲載 ⑥消費者団体のつどい（10/21）でチラシ配布 ⑦独自の H P を作成し、予約状況を随時更新 ⑧よこはまカレンダー 1/10 から掲載</p>

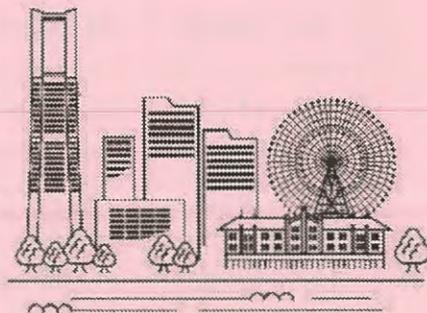
ファイナンシャルプランナー（FP）による

無料

個人相談開催！

9月13日（土）より開始！

相談時間 1組30分・先着順・要予約



お金にまつわるご相談にお答え致します！



- 家に相続が発生した
- 子どもの教育費について相談したい
- 住宅ローンを借り換えるべきか
- 家計の見直しはどのような点に注意したらよいか
- 生命保険を見直すポイントは

相談会会場

- FPネットワーク神奈川（FPNK）事務所
住所：横浜市西区高島2-6-38 岩井ビル3階（横浜駅東口徒歩5分）

★詳細な日程と会場の地図は裏面をご参照下さい。

申し込み方法

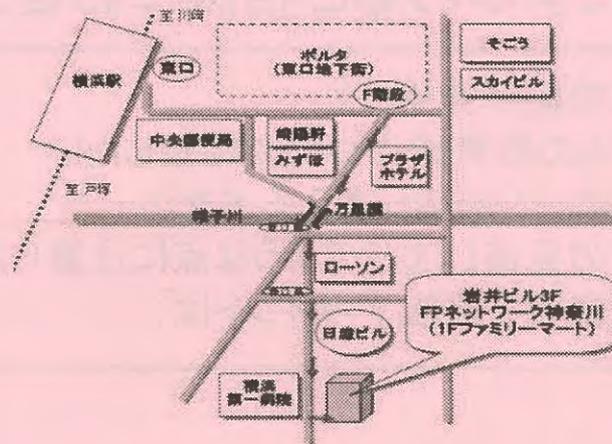
- お申し込み先 : NPO法人FPネットワーク神奈川（FPNK）
- お電話の場合 : 080-2214-9346（平日10時～18時受付）
お申し込み時に、お名前とご連絡先をお知らせください
- FAXの場合 : 045-450-1303（裏面にご記入の上、切り取らずにFAX下さい）
- メールの場合 : soudan@money.kanagawa.jp
（件名に「横浜市・無料相談」と入れて下さい）

ご相談にあたってご留意いただきたいこと

- 前日17時までに予約が必要です。1組1回30分となります。
14:00～14:30 / 14:45～15:15 / 15:30～16:00 / 16:15～16:45 の4つの時間帯となります。
- 時間が限られているため、問題解決まで至らないこともございます。
- 特定の保険商品や金融商品などのおすすめや、金銭のご融資は致しかねます。
- 予約受付時などに、電話でのご相談はご遠慮ください。

無料相談スケジュール(9~3月第2土曜日)

開催日	時間 (会場)	開催日	時間 (会場)
9/ 13(土)	14:00 ~ 16:45 (FPNK事務所)	2/ 14(土)	14:00 ~ 16:45 (FPNK事務所)
10/ 11(土)	14:00 ~ 16:45 (FPNK事務所)	3/ 14(土)	14:00 ~ 16:45 (FPNK事務所)
11/ 8(土)	14:00 ~ 16:45 (FPNK事務所)	※開催日程が、さらに追加される場合もございます。 追加日程は、当ホームページをご確認ください。 http://2014.money.kanagawa.jp/	
12/ 13(土)	14:00 ~ 16:45 (FPNK事務所)		
1/ 10(土)	14:00 ~ 16:45 (FPNK事務所)		



----- 切り取らずにFAXを送信してください -----

FAX申し込み用紙

- お名前: _____
- ご連絡先(日中連絡の取れる電話番号をご記入ください)
電話番号 _____
- ご希望日時: 月 日 : ~ :
(相談時間は30分です)
- ご相談内容に○をつけてください
保険・ライフプラン・相続・ローン・住宅・医療介護・資産運用
その他(_____)
- 具体的な相談内容
(_____)

■環境活動支援センターから 講座

- ①森づくりボランティア入門
- ②プロが伝授! 植物撮影術

①10月13日(祝)・26日(日)、11月23日(祝)9時30分、全3回②10月18日(土)9時・13時(雨天時19日)

③①新治里山公園②申込先で

④各先着。①18歳以上、30人②小学3~5年生と保護者、各回20組40人

⑤9月16日から⑥か⑦に①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

①9月11日から②か③か④に⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

①10月8日(水)・15日(水)19時、全2回

②先着30人

③3000円

④9月11日から⑤か⑥か⑦に⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

■はまりんフェスタ in 新羽

地下鉄・バス車両展示ほか
①10月4日(土)10時~15時。荒天中止
②新羽車両基地(港北区北新横浜1-12-1)

③交通局総務課(☎326-3826☎322-3911)



■ヨコハマ大学まつり

一部要事前申込。詳細は☎で

①10月4日(土)・5日(日)10時~18時

②クイーンズスクエア(西区みなとみらい2-3)周辺

③政策局大学調整課(☎671-4272☎664-9055)

■大学生による大佛次郎記念館活性化報告会

詳細は☎で

①10月5日(日)10時~17時

②赤レンガ倉庫1号館(中区新港1-1-1)

③文化観光局文化振興課(☎671-3715☎663-5606)

■マリンタワーを階段で制覇

スタンプラリーも。のぼりきった人にプレゼントあり。小学生以下は保護者同伴

①9月13・14日、10月11~13日、11月8・9日の土・日曜、祝日10時~15時。雨天・強風中止

②750円(市民割引あり)

③会場のマリンタワー(中区山下町15、☎664-1100)か文化観光局観光振興課(☎671-3652☎663-6540)

■ヨコハマライブラリーカフェ

遺伝子組換え作物の安全性や問題点を専門家と語る

①9月27日(土)14時

②先着40人

③9月11日から④か⑤に⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

④9月27日(土)14時

⑤先着40人

⑥9月11日から⑦か⑧に⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

⑦9月27日(土)14時

⑧先着40人

⑨9月11日から⑩か⑪に⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

⑩9月27日(土)14時

⑪先着40人

⑫9月11日から⑬か⑭に⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

⑬9月27日(土)14時

⑭先着40人

⑮9月11日から⑯か⑰に⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

⑯9月27日(土)14時

⑰先着40人

⑱9月11日から⑲か⑳に㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

㉑9月27日(土)14時

㉒先着40人

㉓9月11日から㉔か㉕に㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

㉔9月27日(土)14時

㉕先着40人

㉖9月11日から㉗か㉘に㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

㉗9月27日(土)14時

㉘先着40人

㉙9月11日から㉚か㉛に㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

㉚9月27日(土)14時

㉛先着40人

㉜9月11日から㉝か㉞に㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

㉝9月27日(土)14時

㉞先着40人

㉟9月11日から㊱か㊲に㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

㊱9月27日(土)14時

㊲先着40人

㊳9月11日から㊴か㊵に㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

㊴9月27日(土)14時

㊵先着40人

㊶9月11日から㊷か㊸に㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

㊷9月27日(土)14時

㊸先着40人

㊹9月11日から㊺か㊻に㊼㊽㊾㊿

㊺9月27日(土)14時

㊻先着40人

④市民活動支援センター(中区桜木町1-1-56)
⑤都市整備局地域まちづくり課(☎671-2679☎663-8641)

■ファイナンシャルプランナーによる個人相談

時間・申込方法等詳細は☎で

①9月~27年3月の第2土曜。前日17時までに申込みを

②各日先着4組

③会場のFPネットワーク神奈川(☎080-2214-9346☎450-1303)か経済局消費経済課(☎671-2585)

■市民クルーズ

①にっぽん丸 秋の味覚②ぱしふいっくびいなす 秋の横浜・姫路③飛鳥II HULA ON ASUKA II

④③横浜港発着。②横浜港発・新横浜駅着。詳細は9月1日からチラシ(区役所広報相談係で配布)か☎で

⑤①10月6日(月)~9日(木)②11月19日(水)~21日(金)③11月21日(金)~24日(休)

⑥各抽選。①13室②50室③18室

⑦大人1人。①12万2310円~②7万4800円~③15万7250円~

⑧①9月15日(木)②9月30日(木)までに担当旅行会社へ

⑨港湾局賑わい振興課(☎671-2722☎201-8983)

客船と会える 横浜港

客船入港情報

www.city.yokohama.lg.jp/kowan/cruise/schedule/

スポーツ・アウトドア

横浜スポーツ情報サイト

hamaspo.com

www.hamaspo.com

■スポ・レクフェスティバル

一部有料・要事前申込。詳細はチラシ(9月5日から区役所地域振興課、スポーツセンターで配布)か9月1日から☎で

①10月13日(祝)10時~15時。荒天中止

②新横浜公園(港北区小机町3300)

③市民体育協会(☎640-0055☎640-0024)

■ラグビー観戦市民招待

④各14時

⑤①10月25日(土)=三菱重工相模原対横河武蔵野

⑥②10月26日(日)=明治大対明治学院大、11月3日(祝)=立正大対法政大、11月15日(土)=東海大対中央大

⑦②ニッパツ三ツ沢球技場

⑧各抽選。①50組100人②計80組160人

⑨9月26日までに⑩(1人1通まで)に⑪(希望日)を書いて、市民局スポーツ振興課(〒231-0017 中区港町1-1、☎671-3583☎664-0669)へ

■多摩・三浦丘陵ウォーキングラリー

①10月13日(祝)9時(受付10時まで)、鎌倉市役所集合

②10月8日までに③(☎)人数を書いて、URリンクージュ(☎03-6214-5740☎03-3272-6017)へ。☎からも可

④環境創造局政策課(☎671-4214)

■健康ウォーキング「港南」

中学生以下は保護者同伴

①10月25日(土)9時、上永谷駅集

合(雨天時11月2日)

②先着30人

③9月11日から④(☎)に⑤(☎)を書いて、港南スポーツセンター(☎841-1189☎841-9417)へ

■スポーツ医科学センターで

①子どものスポーツ講座②健康教室③減量・脂肪燃焼教室(3か月・6か月コース)④初めての体操教室

料金・申込方法等詳細は9月1日から☎で。②ヨガ、太極拳、ピラティス、骨盤調整ほか

③①9月26日(金)・10月3日(金)18時30分②10月~12月の月~金曜、全6~10回③各コース10月9日(木)・11月8日(土)から④10月13日(祝)10時

⑤①18歳以上の指導者・トレーナー、各日先着30人②18歳以上の初心者、各抽選30~8

目からウロコ「最新の秘節税ノウハウ」セミナー

～社長さん、税金を多く払っていませんか？～

事業の健全かつ円滑な運営を図るためには、適切な節税方法が重要な要素の一つになります。節税対策について、パターン別節税対策を豊富な実例をもとに、百戦錬磨のスペシャリスト税理士が解説・伝授いたします。

行事コード **424901**

日時 **11月18日(火) 14時～16時**

会場 **横浜市技能文化会館**
(JR蘭内駅から徒歩5分または
市営地下鉄伊勢佐木長者町駅から徒歩3分)

定員 **80人**

参加費 **5,000円/1人**

講師 **税理士 黒永 哲至氏(黒永会計事務所所長)**

- 内容
- 1 法人税、消費税を軽減する秘ノウハウ
 - 2 節税の最重要項目である税務調査クリアする方法、税務調査対策のポイント
 - 3 相続税にも有効な対策について



講師プロフィール

外資系生保会社の専属税務顧問、証券会社の税務顧問を歴任。経営分析、法人税務経営コンサル、相続不動産コンサル専攻に定評あり。一日で複数の経営分析ができる「Kスマート(特許取得)」を開発。完成。新井誠会研究所においては、8年間約1,000社の社長を対象にセミナーを実施。日本経済新聞社による、相続・事業承継フェアセミナー講演を担当。

ファイナンシャルプランナーによる無料個人相談

FPネットワーク神奈川との連携により、会員の皆さまの“お金にまつわるご相談”を個別にお受けすることになりました。この機会にぜひ、ご活用ください。

日時 **11月1日(土)・15日(土)**
12月6日(土)・20日(土)
全4日間14時～16時45分
(14時～14時30分/14時45分～15時15分/
15時30分～16時/16時15分～16時45分)

会場 **FPネットワーク神奈川(FPNK)事務所**
西区高島2-6-38 岩井ビル3階
(横浜駅東口から徒歩5分)

相談料 **無料**

相談時間 **ご希望日の30分/1組**
(申込み状況により、ご希望の日にも、お時間にそえない場合があります。)

- 相談内容
- 家に相続が発生した。
 - 子どもの教育費について相談したい。
 - 住宅ローンを借り替えるべきか。
 - 家計の見直しはどのような点に注意したらよいか。
 - 生命保険を見直すポイントは。
- ※上記は一例です。ほかにもお金にかかるとご相談をお受けします。

申込方法 **NPO法人FPネットワーク神奈川(FPNK)**

- 電話の場合
080-2214-9346(受付時間:平日10時～18時)
「ハマふれんどの会員」であること、お名前・連絡先をお伝えください。
- FAXの場合
下記の申込用紙にご記入のうえ、FAXしてください。FAX045-450-1303
- メールの場合
soudan@money.kanagawa.jp
件名に「ハマふれんど・無料相談」と入れてください。

その他 相談希望日曜日の17時までには予約が必要です。1組1回30分となります。定額が限られているため、問題解決まで至らない場合があります。特定の保険商品や金融商品などのおすすめ、全額のご融資は一切いたしません。予約受付時などに、電話でのご相談は行えません。この事業は、横浜市消費者団体等協働促進事業の一環です。

ファイナンシャルプランナーによる無料個人相談 FAX申込用紙

お名前 _____ 希望日時 月 日

電話番号 _____ (日中ご連絡がされる電話番号)

相談内容 保険・ライフプラン・相続・ローン・住宅・医療介護・資産運用
その他 ()
相談内容に○をしてください。

具体的な相談内容

【平成26年度 横浜市消費者団体等協働促進事業補助金交付事業】

横浜市民および横浜市内でお仕事をされている方を対象に、平成26年9月より無料相談会を開催いたします。お金や生活設計に関する悩みやトラブルを解決するための糸口を一緒に探しませんか。適切な相談機関のご紹介窓口としてもご利用ください。

相談のご案内

生活に関わるお金について、広い範囲でご相談をお受けいたします。
※融資は行っていません



- ・投資や貯蓄など金融商品について
- ・金融商品トラブル
- ・家計およびライフプラン
- ・住宅ローンについて
- ・不動産
- ・生命保険、損害保険
- ・相続や遺言

相談ルームへのアクセス

主な相談場所は横浜駅東口徒歩7分の場所にあります。（地図をクリックすると拡大します）



相談ルームのほか、市内各施設での相談会を予定しております。詳細は今後ご案内してまいります。

申し込み方法

電話、FAX、メールでお申し込みください。受付後、相談内容の確認のためご連絡いたします。



- ・専用電話番号：080-2214-9346
- ※受付時間は平日10時～18時です。土曜、休日、夜間は留守番電話にて承ります。
- ・FAX：045-450-1303
- ・専用メールアドレス soudan@money.kanagawa.jp

協働事業について

当相談事業は、横浜市の消費者団体等協働促進事業補助金の交付を受けて運営しております。



事業受託団体PROFILE

NPO法人
FPネットワーク神奈川

FPネットワーク神奈川の
ホームページ

〒220-0011
神奈川県横浜市西区高島2-6-38
岩井本社ビル3階
TEL.080-2214-9346
FAX.045-450-1303
MAIL.soudan@money.kanagawa.jp

関連リンク

[横浜市消費生活総合センター](#)

[横浜市経済局](#)

当ホームページはFPネットワーク神奈川のサブサイトに転送表示しております。ブラウザのアドレスバーに「http://www.fpnk.org/yokohama_shi/mysite2/index.html」と表示されますが、「<http://2014.money.kanagawa.jp/>」と同一ページです。

「定例相談」開催日程と相談場所のご案内

2014年9月～2015年3月の毎週第2土曜日に開催いたします。

相談時間は ①14:00～14:30 ②14:45～15:15 ③15:30～16:00 ④16:15～16:45 の各30分です。

相談場所はNPO法人FPネットワーク神奈川事務所の相談ルームです。

ご相談にあたってご留意いただきたいこと

- 前日17時までに予約が必要です。
- 時間が限られているため、問題解決まで至らないこともございます。
- 特定の保険商品や金融商品などのおすすめや、金銭のご融資は致しかねます。
- 予約受付時など、電話でのご相談はお受けいたしかねます。

お申し込み時にお伝えいただきたいこと

- お名前
- お住まいまたは勤務地（横浜市〇〇区）
- 日中連絡の取れる電話番号
- ご希望日と時間帯（第2希望までお知らせください）
- ご相談内容
（保険、ライフプラン、家計、相続、住宅購入・建て替え、医療介護、資産運用、その他）
- 相談内容の概略

予約状況のめやす

相談日	①14:00～14:30	②14:45～15:15	③15:30～16:00	④16:15～16:45
9/13 (土)	予約済	予約済	予約済	予約済
10/11 (土)	予約済	予約済	予約済	予約済
11/ 8 (土)	予約済	予約済	予約済	予約済
12/13 (土)	予約済	予約済	予約済	予約済
1/10 (土)	予約済	予約済	予約済	予約済
2/14 (土)	予約済	予約済	予約済	受付終了
3/14 (土)	予約済	予約済	予約済	予約可

※お問い合わせのタイミングによっては予約状況が変わっている場合がございます。目安としてご利用ください。

「スポット相談」開催日程と相談場所のご案内

現在、スポット相談の予定はございません。詳細が決まりましたらご案内いたします。

[無料セミナーのご案内はこちらをご覧ください。](#)

copyright©2014 特定非営利活動法人 F P ネットワーク 神奈川
all rights reserved.